

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年6月12日)

〔件 名〕

- 1 米子市崎津地区でのメガソーラーの設置及び運営に関する検討の協定について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 平成24年度湖山池会議(第2回)の概要について  
(水・大気環境課)・・・3
- 3 持続可能な地下水利用に係る検討会の概要について  
(水・大気環境課)・・・4
- 4 「持続可能な地下水利用に向けた条例(仮称)案」の概要について  
(水・大気環境課)・・・9
- 5 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進について  
(循環型社会推進課)・・・13
- 6 (財)鳥取県環境管理事業センターの公益法人制度改革への対応について  
(循環型社会推進課)・・・14
- 7 都市計画区域マスタープラン策定における住民参画について  
(景観まちづくり課)・・・15
- 8 第30回全国都市緑化とっとりフェアにおける実行委員会第2回総会の開催及び  
実施計画の策定について  
(公園自然課)・・・16
- 9 国における生食用牛レバーへの対応について  
(くらしの安心推進課)・・・17
- 10 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(住宅政策課)・・・18

生活環境部

# 米子市崎津地区でのメガソーラーの設置 及び運営に関する検討の協定について

平成24年 6月12日  
環境立県推進課  
企業局経営企画課

## 1 協定締結時期等

日時 6月26日(火) 13:30~14:00(予定)  
場所 知事公邸第一応接室  
出席者 SBエナジー株式会社※ 副社長 藤井 宏明  
三井物産株式会社 環境・新エネルギー事業部長 常松 広一  
米子市長 野坂 康夫  
鳥取県住宅供給公社 理事長 大谷 芳徳  
鳥取県知事 平井 伸治  
(※ソフトバンク(株)の完全子会社、代表取締役 孫 正義)

## 2 協定の主な内容

### (1) 目的

米子市での大規模太陽光発電所等の設置運営及び特定目的会社(SPC)の設立に向けて、SBエナジー(株)と三井物産(株)が検討を進めるにあたり、協定当事者が互に協力して交渉すること。

### (2) SP Cへの要請事項

SBエナジー(株)と三井物産(株)は、米子市での大規模太陽光発電事業推進可否に関わる検討の結果、事業を実施するとの判断に至った場合には、次の点に配慮するようSPCに要請する。

- ①法令等の規定の遵守、公害の発生防止、周辺環境の保全に努めること。
- ②発電所等の建設に際し、鳥取県内の企業又は在住者の活用にあつては、協定当事者が互に協力して交渉すること。
- ③発電所等に見学施設あるいはガイダンス施設を設置する等、再生可能エネルギーの導入啓発にあつては、協定当事者が互に協力して交渉すること。

### (3) 鳥取県、米子市、鳥取県住宅供給公社の協力事項

- ①発電所等の設置運営が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力する。
- ②発電所等の設置に必要な土地の賃貸借につき、発電所等の設置運営が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力する。

## 3 今後の予定案

- 「再生可能エネルギー電気特措法」に係る調達価格・調達期間の決定(6月)
- 協定当事者による事業推進可否判断
- 正式協定の締結(8月または9月)
- 着工(正式協定締結以降)

## 4 参考

### (1) 事業概要

所在地	米子市葭津、大崎		
土地面積	49.1ha (土地は賃貸借契約)		
	(内訳) 工業団地 (鳥取県企業局)	24.5ha	
	商業用地 (米子市)	15.5ha	
	住宅団地 (鳥取県住宅供給公社)	9.1ha	
設備容量	39.5MW (一般家庭の約11,000世帯分相当の消費電力を発電)		
稼働目標	平成25年度中		

### (2) 経緯

#### 【平成23年】

- 5/26 関西広域連合委員会で、平井知事がソフトバンク孫社長へ葭津地区での設置を具体的に提案。
- 7/10 平井知事と米子市 野坂市長が現地を視察、打合せ。
- 7/13 秋田市内で平井知事がソフトバンク孫社長と面談。約51haのすぐに使える土地があること、米子の日射量は東京と変わらないこと等をPR。
- 7月から10月にかけて、数回、ソフトバンク社が現地調査を実施。なお、7/2、9/12には、来県したソフトバンク社の担当者と平井知事が面談。
- 11/21 かねてから提案していた葭津地区のメガソーラー事業について平井知事が孫社長へトップセールス。
- 11/21 自然エネルギー協議会終了後の質疑において、孫社長がソフトバンク社の十数カ所のメガソーラー予定地に葭津地区が含まれていることをコメント。

#### 【平成24年】

- 3/15 県議会の福祉生活病院常任委員会及び農林水産商工常任委員会において、地代を売電収入の3%を基本とすることを報告。(工事期間中の地代は全額免除)
- 4/6 米子市議会にてSPCへの太陽光発電所用地の貸し付けに関する議案は全会一致で可決。

# 平成 24 年度湖山池会議（第 2 回）の概要について

平成 24 年 6 月 12 日  
水・大気環境課  
河川課

- 第 3 期水質管理計画の骨格や目標水質の考え方を協議して目標レベルを決定し、今後関係事業課で水質浄化に向けた事業量の具体的積上げ等の作業に取り組むことを了承。
- 湖内塩分濃度が 3,000mg/L に到達したことから、以後は、5,000mg/L を上限として湖内環境を見極めながら順応的な水門操作で塩分コントロールを実施していくことを確認。

## 1 開催日時等

日 時：平成 24 年 6 月 4 日（月）13:30～15:00

場 所：鳥取市役所本庁舎 4 階 第 3 会議室

出席者：（鳥取県）統轄監 ほか関係部長（鳥取市）副市長 ほか関係部長

## 2 議事概要

### （1）第 3 期の水質管理計画について

#### ○全体骨格について

- ・計画期間は、平成 24 年度～33 年度の 10 年間とする。
- ・全体骨格は、第 2 期管理計画と同様の構成となるものの、湖山池将来ビジョンの方針等に沿って新たな指標・目標となる透明度や漁獲量等も設定することとする。

#### ○水質目標値の設定について

- ・将来ビジョンで掲げた基本理念「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池」にあった目標を設定することとし、ワカサギ、コイ、フナが生息するレベルの水質（環境基準でいえば B・IV 類型 / COD：5mg/L 以下、全窒素：0.6mg/L 以下、全リン：0.05mg/L 以下）を目標として設定することとする。
- ・この目標水質を達成するための具体的な施策メニュー及び事業量を県・市の関係事業課で企画・立案していき管理計画策定に向けた作業を進めていくこととする。

#### ○計画策定までのスケジュール

- ・8 月には計画原案を作成、パブリックコメント等を経て、9 月開催予定の湖山池会議で最終精査して計画を策定する。

### （2）高塩分化に向けた現在の湖山池の状況等についての報告

#### ○湖山池の塩分濃度推移について

- ・6 月 1 日時点で塩分がおよそ 3,000mg/L に到達。以後は、5,000mg/L を上限として湖内環境を見極めながら順応的に水門操作して塩分をコントロールしていく。

#### ○ヒシの繁茂状況について

- ・高塩分化による抑制効果により、昨年度と比較して格段に少ない状況にある。

#### ○「環境に優しい稲作り」のための研修会の実施報告

- ・湖山池周辺農家を対象に開催した浅水代掻き等の実演研修会の結果を報告した。

## 3 参考（最近の動き）

平成 24 年 1 月 31 日	湖山池会議（県知事、市長出席）で高塩分化による汽水域再生を明記した「湖山池将来ビジョン」を策定。
3 月 12 日	水門開放による高塩分化への取組スタート。（当面は、夏季のアオコ、ヒシの抑制を図るために塩分が 3,000mg/L に達するまで水門全開とする。）
4 月 26 日	平成 24 年度 第 1 回湖山池会議 各種対策等を検討するための組織体制や環境モニタリング強化についての方針が決定された。

# 持続可能な地下水利用に係る検討会の概要について

平成24年6月12日  
水・大気環境課

- 持続可能な地下水の利用に向け、地下水利用の現状把握、届出等に係る制度設計を検討することを目的に、行政機関を構成員とする検討会を平成23年1月13日に設置し、現在までに計5回の検討会を実施した。
- 検討会では、全国の動向、鳥取県の地下水を取り巻く現状、持続可能な地下水利用に向けた考え方、具体的な制度のあり方、条例案の構成、具体的な条文等について議論が行われた。
- 第5回検討会では、検討会で議論した内容を整理した「持続可能な地下水利用に向けた最終とりまとめ案」について、検討会としてとりまとめされた。
- 今後は、別添「条例の概要案」をもとに、事業者、市町村等と意見交換、パブリックコメント、県政電子アンケート等を実施する予定。

## 1 「持続可能な地下水利用検討会」の設置

- 設置日：平成23年1月13日
- 構成員：国土交通省（鳥取河川・日野川河川事務所）、鳥取県（生活環境、商工、農林、県土、企業局）、鳥取市、米子市、江府町、伯耆町
- 検討内容：鳥取県内地下水の調査報告、国の動き、全国の動向、先進県（熊本（保全・涵養）、静岡（塩水化）、山梨（地盤沈下））の視察調査を踏まえ、持続可能な利用に向けた具体的施策、条例案の構成、条文等の検討を実施した。

## 2 検討会の概要

### (1) 第1回

- 日時等 平成23年1月13日
- 協議事項
  - ・検討会の設置趣旨、検討スケジュール、鳥取平野及び大山南西麓に係る共同研究成果の報告、関連法令との関係 等
- 結果
  - ・企業によって過度の負担とならないよう配慮すること、下流の利水者の立場を踏まえた規制とすべきといった意見が出された。

### (2) 第2回

- 日時 平成23年2月10日
- 協議事項
  - ・国及び全国の動向、先進地視察概要、地下水の利用の規制に関する緊急措置法案の概要、条例骨子（案）等
- 結果
  - ・条例の目的が規制なのか実態把握なのか不明確といった意見が出された。また、骨子案について各委員への意見照会を行うこととされた。

### (3) 第3回

- 日時 平成23年3月15日
- 協議事項
  - ・骨子案に対する意見集計結果、骨子（案）の考え方、条例（案）について 等
- 結果
  - ・骨子（案）の考え方について、検討会としての合意を受ける予定であったが、検討会の委員が企業誘致、水道担当、水環境担当等、各立場で主張が異なり、合意には至らなかった。このため、再度、修正を行い、意見照会することとされた。

(4) 第4回

○日時 平成23年7月28日

○協議事項

- ・「持続可能な地下水利用に向けた中間とりまとめ(案)」について

○結果

- ・中間とりまとめを別添のとおり作成し、市町村、事業者等との意見交換を実施した上で、再度検討会を開催し、最終とりまとめとすることとされた。

(5) 第5回

○日時 平成24年6月6日

○協議事項

- ・「持続可能な地下水利用に向けた最終とりまとめ(案)及び条例(案)」について

○結果

- ・最終とりまとめ(案)を別添のとおり作成し、さらに、市町村、事業者等との意見交換を実施した上で、条例案の付議前に、再度検討会を開催し、最終とりまとめとすることとされた。

3 今後の予定

○平成24年6月～7月

市町村、事業者等意見交換会、パブリックコメント、県政参画電子アンケート等

○平成24年9月

議会付議

○25年4月 条例施行

(参考) 第4回から第5回の検討状況

- ・各地区別・市町村との意見交換
- ・各地区別・採取事業者との意見交換
- ・個別に大手採取事業者との意見交換
- ・井戸事業者との意見交換
- ・鳥取大学と事前影響調査等の協議
- ・企業誘致等への支障を懸念する市との個別協議
- ・議会の会派毎の勉強会
- ・おいしい水の郷シンポジウムの開催

# 持続可能な地下水利用に向けた最終とりまとめ（案）

水・大気環境課

## 【持続可能な地下水利用に係る検討会の概要】

- 目的 県民の生活に欠くことのできない地域共有の貴重な資源であり、公共の利益に最大限沿うように利用されるべき資源である地下水に関し、持続可能な利用について必要な方策を検討する。
- 設置日 平成23年1月13日～5回開催
- 構成員 国土交通省（鳥取河川・日野川河川事務所）、鳥取県（生活環境、商工、農林、県土、企業局）、鳥取市、米子市、江府町、伯耆町
- 内容 鳥取県内地下水の調査報告、国の動き、全国の動向、先進県（熊本（保全・涵養）、静岡（塩水化）、山梨（地盤沈下））の視察調査を踏まえ、持続可能な利用に向けた具体的施策等の検討を実施した。

## 1 国（法律）の動き

- ・外国資本による森林買収（地下水源占有の懸念）の動きが、全国的な課題として取り上げられ、平成23年4月に森林法が改正、平成24年4月1日から施行され、1ヘクタール未満の山林の所有者移転について、市町村への届出が必要となった。
- ・「地下水の利用の規制に関する緊急措置法案」は、衆議院で継続審議（H22.10月法案提出）。
- ・超党派の水制度改革推進議員連盟は「水循環基本法案」を策定し、平成24年3月22日「水を公共性の高い国民の財産」と位置づけること等を決定し、各党で手続きを経た後、平成24年通常国会へ議員立法で提出する方針。

- ・基本理念及び施策は、①水循環の重要性及び水の公共性、②健全な水循環への配慮、③流域の総合的管理（流域連合）、④国際的協調等、⑤水の日8/1を制定
- ・国、地方公共団体（国、他団体と連携）、事業者、国民の責務を規定
- ・政府は水循環基本計画の策定、内閣に水循環政策本部を設置

## 2 全国・都道府県の動き

### （1）森林・水源地保全

- ・市町村では、外資による買収が進みつつあった北海道ニセコ町が、平成23年5月に保護区域内での開発規制ができる「水道水源保護条例」と、過剰な取水を制限する「地下水保全条例」を制定した。
- ・北海道では、平成24年4月から森林・水源地保全のため「北海道水資源保全条例」を制定し、水資源保全地域の土地の権利移転等に「事前届出」する制度を導入した。

### （2）地下水採取に関する条例

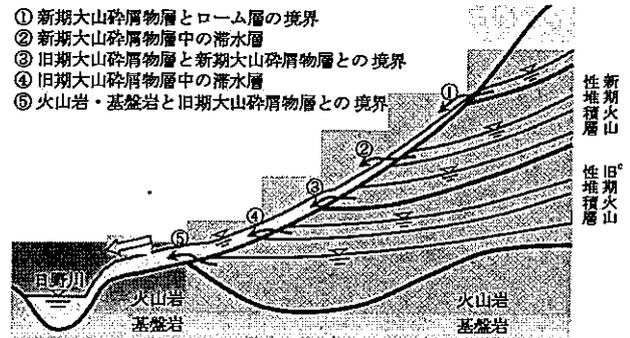
- ・全国では平成23年3月現在、26都道府県、264市町村で、地盤沈下の防止等のため、条例を定めている。
- ・地下水採取の支障のない地域で、地下水保全を目的とした条例は、全国で唯一、熊本県が定めており、平成24年4月に条例を改正し、地下水を公共水と位置づけするとともに、従来の届出から一部許可を導入する予定（H24.10月）。

## 3 鳥取県の地下水を取り巻く現状

- ・ミネラルウォーターの製造事業者の進出もあり、県内生産量（年間約30万トン）は、全国第3位（2010調査）と豊富な地下水資源の活用がなされているが、県内全体の民間事業者による利用実態の把握はほとんどできていない。
- ・県民の安全、安心な生活に欠くことのできない水道水（上水道及び簡易水道）の水源は、伏流水を含めて「地下水」が約96%を占めており、その採取量は1日当たり約20万トン（年間7,379万トン～2009水道統計）であり、県民の安全、安心な水を持続的に確保していくため、水道事業に対する一定の配慮も必要である。

## (1) 地下水の調査結果(平成19~21年度の3年間、鳥取大学に委託実施)

- ・鳥取平野は、現状の汲み上げ量を継続することに問題はないと考えられるが、塩水化を監視する必要がある。
- ・大山南西麓は、現時点で水収支の不足はない(年間降水量を2,300mmとすると概算で深層地下水への年間供給量は、4,400万立方メートルあると推測される豊富な水量である)が、流動解析の精度向上のため、地下構造を詳細に把握し、地下水利用の現状を正確に把握する必要がある。また、灌漑用水の実態を流域毎に調査し、河川流量を含めて常時監視していく必要がある。



## (2) 鳥取県内の動き

### ①市町村

- ・平成23年3月以降、西部地域(米子市、大山町、日南町)議会において「地下水の利用や水源確保」に係る議論がなされ、日南町は平成23年12月20日「日南町地下水保全条例」を制定し、大山町は平成24年3月に「大山町地下水保全条例」を制定した。
- ・江府町、日野町、琴浦町、南部町でも、検討している。
- ・米子市水道局は、平成23年5月に水資源の賦存量や水脈調査の研究及び今後の新たな水源開発の推進を図るため、持続可能な地下水利用に向けた提言として「大山山麓西部域の水資源懇談会報告書」をとりまとめ、地点における揚水量の日安等を報告した。

### ②鳥取県

- ・平成23年1月に「持続可能な地下水利用に係る検討会」を設置し、平成23年7月28日に「中間とりまとめ」を行うとともに、平成23年9月より、県内各地区において、市町村、事業者との意見交換を実施するとともに、水道事業者、大口採取者、ボーリング事業者には、個別に意見聞き取りを実施した。

## 4 総括的な考え方

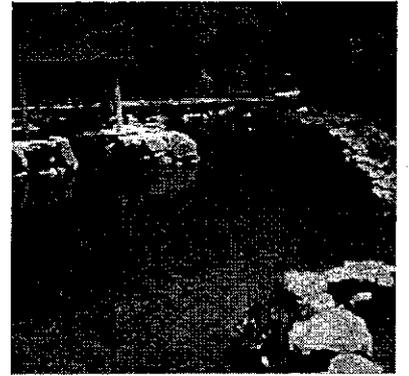
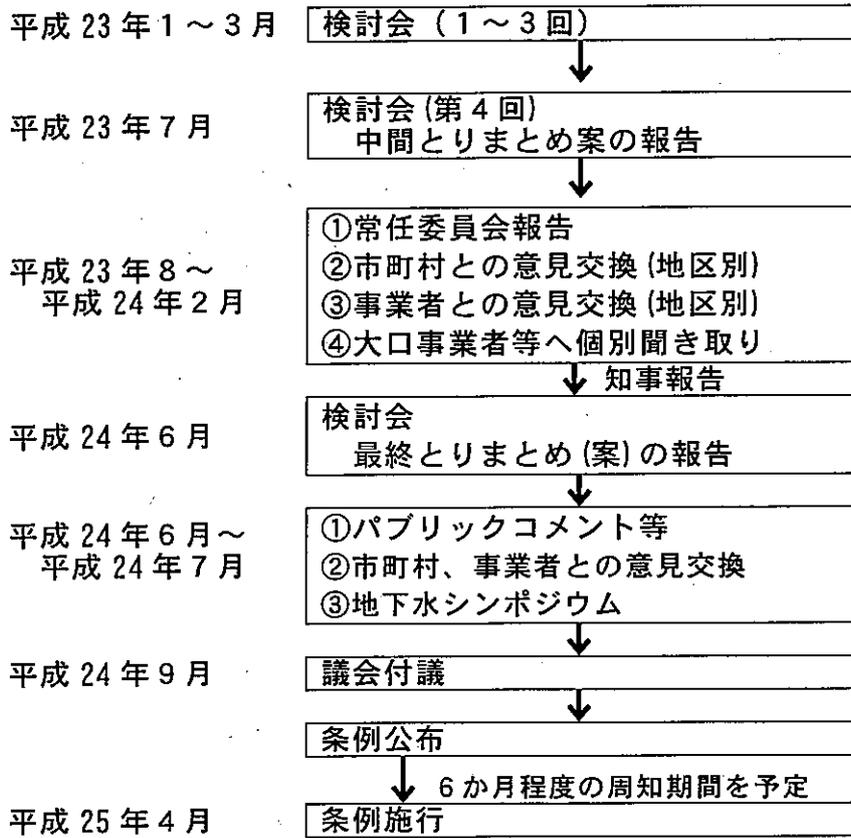
- ・鳥取県内では、過去、鳥取平野の地盤沈下の事例を除いて、地盤沈下や塩水化等の支障が生じた事例は確認されていない。また、これまでの地下水調査の結果から、現状の利活用であれば問題ないと考えられる。
- ・しかしながら、現段階から地下水の採取量や水位等の実態を把握するとともに、今後、持続利用を図るため、新たに一定規模以上の設備で採取を行おうとする者には、周辺井戸等へ影響調査を義務付けし、支障が生じる恐れのある地域は、採取制限等の必要な措置を講じることができるよう制度を構築する必要がある。

## 5 持続可能な地下水利用に向けた基本的な考え方

- ・地下水利用に関する条例を制定する。
- ・県民、県及び事業者(水道事業を営む市町村を含む。)の責務を明確にする。
- ・一定規模以上の設備を用いて地下水を採取する事業者に対し、揚水設備等の届出及び年間採取量の報告を義務づける。
- ・新たに採取を行おうとする事業者に対し、周辺井戸に対する事前影響調査を義務づける。
- ・地下水の枯渇や塩水化発生の兆候が認められる場合、県は実態把握の上、当該区域を制限地域として指定し、当該地域内における採取量等を制限するとともに、事業者には、採取基準の遵守を義務づける。



## 6 検討会及び条例制定の検討スケジュール



# 「持続可能な地下水利用に向けた条例(仮称)案」の概要について

平成24年6月12日  
水・大気環境課

## I 総則

### ○目的

この条例は、とっとりの地下水が古代より引き継がれてきた本県の豊かな自然環境に育まれた地域共有の貴重な資源であることから、地下水の採取及び合理的な使用に関し必要な事項を定め、私たちが安全で安心な生活を営む上で欠くことのできない水道水源、農業及び工業等の産業利用に欠くことのできない水源の保全に努め、将来にわたって、県民がとっとりの地下水を持続的に利用する環境の整備を図り、もって、県民の福祉の向上の増進に寄与する。

### ○県の責務

地下水保全に関する

- ・適切な情報提供、助言
- ・市町村との連携・協力
- ・調査・研究
- ・意識高揚のための広報活動

### ○県民の責務(努力)

- ・主体的かつ積極的な地下水の保全に努める
- ・県の実施する施策への協力

### ○事業者の責務

- ・保全及び支障が生じない必要な措置を講ずる
- ・県の実施する施策への協力

## II 井戸の掘削、事前影響調査

井戸掘削前 届出内容を県が審査し、認めた場合に掘削可

### ○届け出が必要な事業者

揚水機の吐出口の断面積が1.4cm<sup>2</sup>を超える揚水設備により地下水を採取する者

### ○井戸掘削前の届出(事業者⇒県)

事業者は、規則の定めるところにより、井戸の掘削前にあらかじめ、次の書類を知事に届出する。

#### ◇掘削届出書(井戸)

地下水の用途、井戸の設置場所、掘削方法、側管の口径、深度、予定揚水量、  
工事着手予定日、工事完了予定日、工事施工予定業者

#### ◇採取計画書(揚水設備)

揚水設備の設置場所、設置数、型式、吐出口の口径・断面積  
揚水設備の原動機の出力量、使用時期、使用日数、運転時間、揚水量  
採取する地下水の量、用途、排水施設の有無、水量測定器の設置場所、型式、設置年月日  
工事着手予定日、工事完了予定日、工事施工予定業者、使用開始予定年月日

#### ◇事前影響調査方法書

周辺の井戸調査範囲(机上、現地開取り等)、周辺の調査井戸の所在地  
地元住民等に対する事前説明の方法等  
影響調査の方法(揚水時間と水位測定、止水時の水位回復時間等)

## III 地下水の採取等

井戸掘削後 調査結果を県が審査し、認めた場合に採取可

### ○地下水の採取(事業者⇒県)

事業者は、事前影響調査を実施後、次の書類を知事に届出する。

#### ◇事前影響調査結果書、◇採取届出書

### ○経過措置

- ・既存の地下水採取事業者については、条例の施行後60日以内に届出する。

### ○(届出に対する)有識者の意見聴取と必要な指示及び変更命令

- ・知事は、事業者の採取計画書、事前影響調査方法書等に対して、地下水保全の見地から意見を述べる。また、周辺井戸に影響を及ぼす又はそのおそれがあると認める場合、必要な指示をする。
- ・知事は、事業者が指示に従わない場合で、明らかに周辺井戸の水位低下による枯渇等の影響がある場合は、内容の変更、その他必要な措置を命ずることができる。

### ○揚水設備の変更

- ・事業者は、設備を変更しようとする場合、新設と同様予め知事に届出する。

### ○氏名の変更等

- ・事業者は、変更した場合、知事に遅滞なく届出する。

### ○実施の制限

- ・事業者は、各届出の受理日から60日経過後でなければ、井戸の掘削、または地下水の採取を開始してはならない。ただし、知事が認めるときは、期間を短縮することができる。

### ○工事完了の届出

- ・事業者は、工事が完了したときは、完了の日から15日以内に知事に届出する。

### ○承継

- ・届出事業者から、揚水設備の譲り受け及び借り受けた者、または相続、合併又は分割があった場合の相続人、合併後存続する法人若しくは合併等により設立した法人は、その地位を承継する。

## IV 地下水採取量の報告等

### ○採取量の報告

- 事業者は、揚水設備ごとに採取する地下水の採取量を測定し、毎年1回、その結果を知事に報告しなければならない。

月別の水量メーター数値、採取量、揚水設備の稼働日数、運転時間  
月初めの井戸の静止水位、運転水位の平均

### ○水量測定器の設置等

- 事業者は、地下水の適正な採取を図るため、水量測定器を設置するとともに、採取量の報告について、必要な事項を帳簿に記載する。
- すでに地下水を採取している事業者は、水量測定器の設置に努めるとともに、採取量の報告について、必要な事項を帳簿に記載する。

## V 推進組織

### ○持続可能な地下水利用協議会

- 事業者は、地下水を持続的に利用するため、水位及び水質を調査し、採取の適正化及び合理化を推進するための相互の連携、協調を図る団体を設置し、参画する。
- 知事は、条例の目的を達成するため、持続可能な地下水利用協議会に技術的な助言その他の措置を講ずるよう努める。

## VI 地下水採取の制限

### ○制限地域の指定等

- 知事は、地下水採取に係る制限地域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、その地域の市町村長及び鳥取県環境審議会の意見を聴く。
- 知事は、制限地域を指定する場合は、その区域を告示する。

### ○採取基準の設定

- 知事は、制限地域毎に地下水の採取基準を定める。
- 採取基準は、揚水設備により採取する地下水の量、揚水設備のストレーナーの位置、その他の事項(例:届出された採取量別、吐出口面積別に採取量の上限を定める、採取時間の調整、採取地点の深さ等)を定める。

### ○採取基準の遵守

- 事業者は、採取基準を遵守しなければならない。

## VI 雑則

### ○土地の立入り

- 知事は、必要があると認められる場合、職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

### ○勧告等

- 知事は、地下水保全のため必要があると認める場合、事業者に対して期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告する。(掘削届、採取計画書、事前影響調査書、採取届、事前影響調査結果書、揚水設備変更届、氏名等変更届、継承届、採取量報告の届出をしない等を含む)
- 知事は、勧告に従わない者があるときは、その者の氏名並びに名称及び勧告の内容を公表する。

### ○市町村の条例との関係

- 市町村条例を制定した場合、知事が認める場合、本条例の全部又は一部を適用しない。

### ○条例の見直し

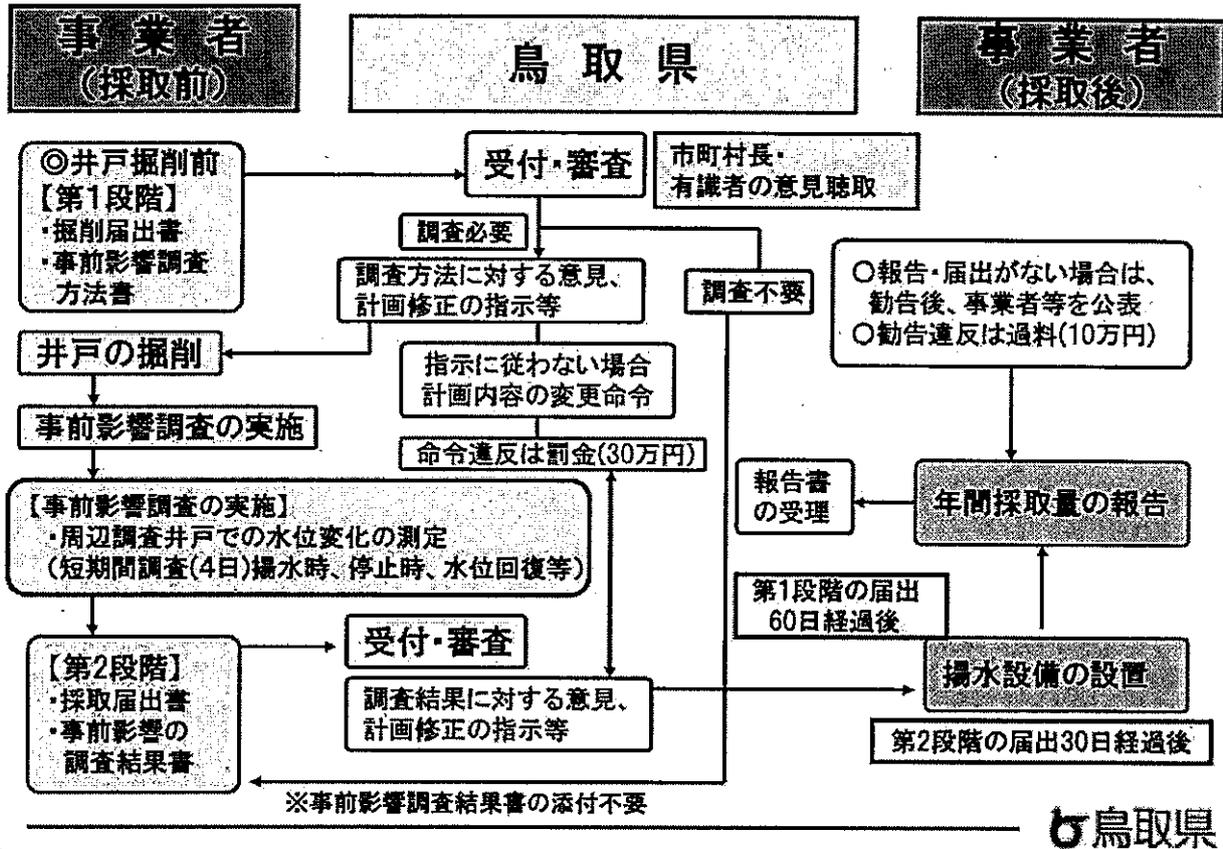
- 知事は、条例施行後5年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずる。

## VII 罰則

### ○罰則

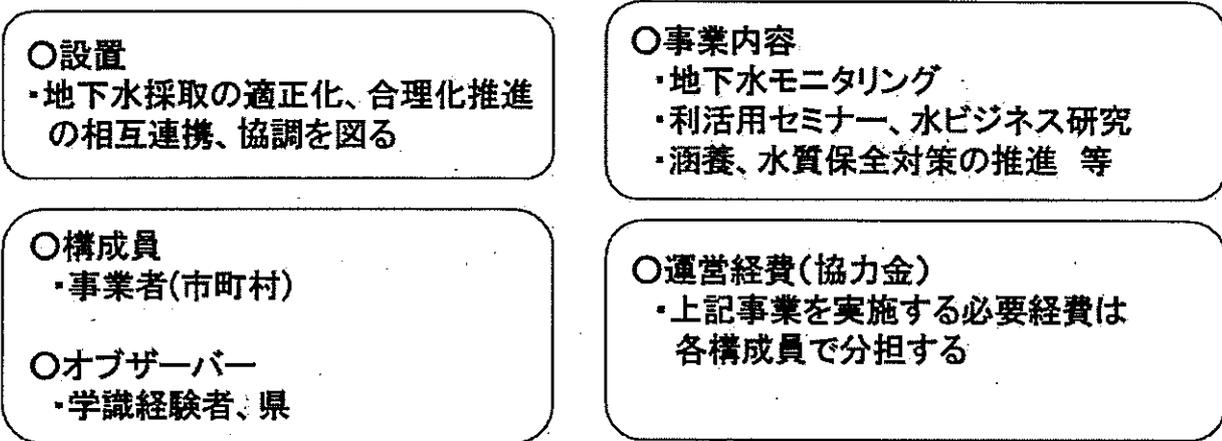
- 計画等の変更命令、採取基準の遵守、停止命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 掘削届出書、採取計画書、事前影響調査方法書、事前影響調査結果書、採取届、揚水設備変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金に処する。
- 年間採取量、氏名等の変更、継承の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合10万円以下の過料に処する。

【条例手続きの流れ】

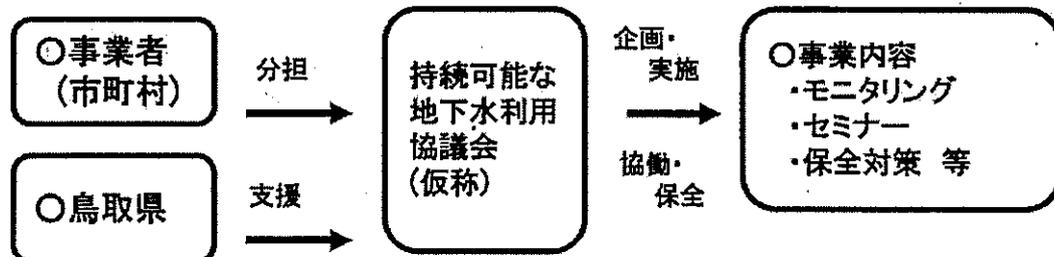


鳥取県

【持続可能な地下水利用協議会 (仮称) のイメージ】



【資金・事業フロー】



鳥取県

## 「持続可能な地下水利用に向けた条例(仮称)案」のパブリックコメント

### 1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成24年6月20日(水)から7月20日(金)を予定
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所県民局意見箱等

### 2 今後のスケジュール

- 平成24年6月 パブリックコメント、県政参画電子モニターアンケート  
7月 市町村、事業者等との意見交換、地下水セミナー  
9月 9月県議会議案上程  
平成25年4月 条例施行(※今後法制部局と調整)

### 3 パブリックコメントの原稿案

#### 【概要】

- 本県には、従来、地下水採取に係る規制はありませんでしたが、将来にわたって、本県の豊かな自然環境に育まれた地域共有の貴重な資源である地下水を持続的に利用していくため、採取量の把握、採取にあたっての周辺井戸への影響調査の実施、採取に係る支障が生じる恐れがある場合の採取量制限などの仕組みを構築することが必要であると考えており、新たに条例制定を検討しています。
- つきましては、条例案の概要について、ご意見をお寄せください。

#### 【鳥取県の地下水利用の現状】

- 鳥取県民の安全、安心な生活を営むうえで欠くことのできない水道(上水道及び簡易水道)の水源は、伏流水・井戸等のいわゆる「地下水」から95.8%を採取しています。
- ミネラルウォーター生産量は、全国で上位第3位と豊富な地下水資源について、積極的な活用がなされています。

#### 【条例(案)のポイント】

##### 総則「県・県民・事業の責務」

- ・地下水の保全について、各々の役割や責務を明記します。

##### 井戸の掘削、事前影響調査

- ・事業者には、井戸を掘削しようとする場合、あらかじめ、井戸の掘削方法や周辺井戸に対する影響調査の方法、及び設置しようとする揚水設備について、県に届出をお願いします。

##### 地下水の採取・採取量の報告等

- ・事業者には、地下水採取にあたって実施した事前影響調査の結果、採取計画書及び年間採取量等について、県に報告をお願いします。

##### 地下水採取の制限

- ・県は、地下水の枯渇や塩水化等の支障が生じる恐れがある場合、一定の区域を制限地域として指定し、採取量等を制限するとともに、事業者には採取基準の遵守をお願いします。

##### 持続可能な利用のための推進組織

- ・事業者には、地下水の持続可能な利用を推進するための推進組織を設置・参画いただき、協力金等の経費負担をいただきながら、県、市町村等と協働して、地下水の水位・水質モニタリング等をお願いします。

# 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進について

平成24年6月12日  
循環型社会推進課

## 1 宮城県への視察（米子市も同行）について

- (1) 時期 平成24年5月24日（木）～25日（金）
- (2) 視察先 石巻ブロック中間処理施設、多賀城市間処理施設
- (3) 内容

### <石巻ブロック中間処理施設>

- 宮城県が沿岸3市町（石巻市、東松山市、女川町）から委託を受けて中間処理を実施。
- 5月10日から混合廃棄物の破碎選別作業、5月22日から焼却作業を開始。  
⇒破碎選別設備 4系列中1系列、焼却設備 5炉中1炉が稼働（8月に全施設が稼働予定）。
- 可燃系混合物（木くずにプラスチック等が混合：約28万トン）の広域処理を希望。  
⇒性状：二次仮置き場において、粗破碎（30cm以下）を行い手選別等を行った後のもの。

### <多賀城市間処理施設>

- 市内の一次仮置き場は満杯状態で早急に処理を行う必要があり、市独自で中間処理施設を設置し、木材チップや復興資材へのリサイクル等を実施。  
⇒市の独自処理として14万tを中間処理する予定。
- 木材チップ（約3千トン）の広域処理を希望（再生利用を想定した木材チップがリサイクル業者の需要を超えているため広域処理に回すもの）  
⇒性状：廃木材を水洗浄し、50mm以下に破碎したもの。

## 2 米子市河崎地区住民説明会について

- (1) 主催 河崎校区自治連合会
- (2) 日時等 平成24年5月31日（木）午後7時30分～9時20分 河崎公民館
- (3) 参加 地元住民等120名  
米子市（市長、副市長等）環境省（廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課課長補佐、中国四国地方環境事務所長等）、鳥取県（生活環境部長等）
- (4) 内容 災害廃棄物の広域処理の推進について（環境省が説明）
- (5) 主な意見等

### <受入に向けた現状と見通しに関する米子市の説明内容>

- 受入れ表明以降、国から具体的な要請はない。
- 現在、国は、優先して処理の実現を目指す自治体と調整中であると理解。
- 受け入れに条件（焼却残渣の処分先が確保されること等）を付しており、要請があれば、地元の理解を前提として条件を十分に確認したうえで検討したい。

### <受入の不安等に関する住民意見>

- 放射能の拡散に繋がる。地震等があれば地下水に影響が出る。
- 他地域のごみは受け入れないと市と約束しているはず。
- 地元処理を推進すべき。
- 国が示すデータはデタラメ。子供たちのことを考えれば受入れは出来ない。

## 3 今後の取組みについて

- (1) 受入側の自治体内で焼却灰の最終処分が困難な場合には、国において大型の最終処分場を有する自治体とのマッチングを行うなど、最終処分先の確保に努めるよう要請していく。
- (2) 被災県の災害廃棄物の処理状況・広域処理の調整状況の把握や受入を開始した自治体の受入条件等に関する情報収集を引き続き行う。

## 4 参考：災害廃棄物推計量の見直し等について（5月21日環境省公表）

### (1) 見直し概要

- がれき広域処理量は大幅に減少（401⇒247万t）

### <見直し前⇒見直し後>

(単位：万トン)

区分	災害廃棄物推計量	広域処理必要量			
		木くず	可燃物	不燃物	合計
岩手県	480 ⇒ 530	47 ⇒ 18	3 ⇒ 12	7 ⇒ 90	57 ⇒ 120
宮城県	1,570 ⇒ 1,150	73 ⇒ 44	132 ⇒ 31	139 ⇒ 39	344 ⇒ 127
合計	2,050 ⇒ 1,680	120 ⇒ 62	135 ⇒ 43	146 ⇒ 129	401 ⇒ 247

注) 宮城県合計、及び両県合計には、処理先が確定している13万トンを含む。

### (2) 今後の方針

- 環境省は、最優先で広域処理の実現を図る自治体を示した従来の方針にしたがって、今回の見直し結果に基づき、廃棄物の種類ごとにきめ細かな調整を実施する方針。

### <最優先で広域処理の実現を図る自治体>

- ・岩手県⇒東京都、群馬県、神奈川県、静岡県、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、大阪府、北海道、千葉市、新潟県、富山県、石川県
- ・宮城県⇒東京都、青森県、山形県、茨城県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県
- \* 上記自治体の受入れ条件と合わない場合は、協力要請に対し具体的な回答を行い引き続き検討を行っている自治体（鳥取県など7県）とも適宜調整

## (財) 鳥取県環境管理事業センターの公益法人制度改革への対応について

平成24年6月12日  
循環型社会推進課

(財) 鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という）は、公益法人3法（法人法、認定法、整備法）の施行（H20.12）に伴う新たな公益法人制度に対応するため、平成25年4月を目途に公益財団法人への移行を目指して作業を進めているのでその状況を報告する。

※新たな公益法人制度に対応するため、従来の公益法人は平成25年11月末までに公益財団（社団）法人または一般財団（社団）法人のいずれかに移行することが必要となる。

### 記

#### 1 公益財団法人への移行理由

産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」という）について、環境プラント工業㈱を事業主体（施設設置・運営）とし、センターが公共関与（搬入物事前審査等）する事業提携方式で整備が進められることから、信用力の高い公益財団法人を目指すこととしたもの。

#### 2 スケジュール

時 期	移 行 作 業 予 定
24年7～9月	○移行後の評議員、役員の選任 ○新定款・諸規定の制定
10～3月	○移行認定申請 ⇒認定
25年4月	○登記申請（4/1） ○登記日（4/1）から公益財団法人新年度開始

#### 3 移行に当たりの課題

公益法人への移行にあたっては300万円以上の純資産が必要となるが、センターの財務状況が債務超過となっており、県とセンターで財産関係の整理が必要である。

産業廃棄物の適正な処理を通じて産業の発展と環境の保全を図り、公共の福祉に寄与することを目的に設立されたセンターと県の業務には密接不可分な部分もあることや、債務（県貸付残高）には県派遣職員の人件費等が含まれていることを勘案し、9月議会に向けて債務の整理を検討する。

##### (1) 財務状況

- 借入残高 258,092千円※（平成9～17年度の鳥取県貸付残高）
- 正味財産 196,356千円（うち基本財産：196,103千円）
- 差 引 ▲ 61,736千円

##### (2) 財政支援経過

- 平成6年度～8年度  
⇒運営基金（93,527千円）を取崩し運営資金に充当（財政支援なし）
- 平成9年度～14年度  
⇒運営資金を貸付①
- 平成15年度～17年度  
⇒人件費の一部を補助、人件費残額（時間外手当等）と運営費を貸付②  
※県貸付残高①+②：258,092千円
- 平成18年度以降は人件費及び運営費を補助

#### 4 参考：最終処分場整備スケジュール（想定）

平成24年度	環境アセス調査、実施設計
平成25年度	条例※に基づく住民説明会、施設設置許可申請、周辺整備計画申請等
平成26年度	建設工事（12ヶ月）等
平成27年度	竣工、最終処分場稼働

※鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成18年1月1日施行）

# 都市計画区域マスタープラン策定における住民参画について

平成 24 年 6 月 12 日  
景観まちづくり課

都市計画区域マスタープラン策定に当たり、広く住民アンケートを実施し、その結果をもとに住民代表・農工商関係者で構成する『まちづくり研究会（以下、研究会）』により住民意見を集約し、その意見を反映させることにしている。

## 1 住民意見を反映させる事項

- ・都市計画区域マスタープランは、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに都市計画の基本的な方向性を定めるもの。策定する項目は次のとおり（都市計画法第6条の2）
  - ①都市計画の目標
  - ②区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
  - ③主要な都市計画の決定の方針（土地利用・主要な都市施設等）
- ・この中で、特に住民意見を把握したいと考えている事項は以下のとおり。
  - ①に記載する「目指すべき都市の将来像」
  - ②に記載する「区域区分の基本的な方針」

## 2 (西部地域) 住民アンケート・研究会の概要

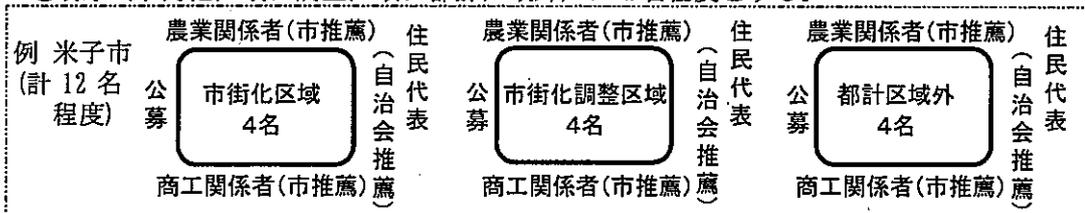
### (1) 住民アンケート

- ・設問内容は、地域の課題・目指すべき都市の将来像・区域区分の是非についての意向確認。
- ・米子市、境港市、日吉津村在住者を対象に無作為抽出にて計 3,300 部発送。（回収率約 30%）

### (2) 研究会

[委員構成]

- ・公正、公平な意見集約の必要性の観点から、推薦委員と公募委員の構成とする。  
 (推薦委員) 住民代表は自治会推薦に、農工商関係者については各市町村推薦とする。  
 (公募委員) 作文により応募動機を確認のうえ、抽選により委員を決定する。
- ・地域毎（市街化区域、調整区域、都計区域外）に 4 名程度とする。



[実施概要]

- ・住民アンケートの集計後、市町村毎に研究会を開催する。
  - 1 日目 : 地域の課題を議論し、目指すべき都市像を描く。
  - 2 日目 : 区域区分制度の課題を議論し、区域区分の是非を検討する。

## 3 今年度のスケジュール

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西部地域 (米子境港都市計画区域、淀江都市計画区域)			●住民アンケート		●研究会		●パブコメ		●公告縦覧		●市町村意見聴取	●都計審
						●都計審					●国本協議	
東部地域、 中部地域		●関係市町村協議 (策定方針、住民参画方法)					●策定方針、住民参画方法決定					



# 第30回全国都市緑化とっとりフェアにおける実行委員会第2回総会の開催 及び実施計画の策定について

平成24年6月12日  
公園自然課

平成25年秋に県と鳥取市の共催により開催する第30回全国都市緑化とっとりフェアにおける「実行委員会第2回総会」を開催し、下記のとおり実施計画を策定した。

## 記

### 1 実行委員会第2回総会

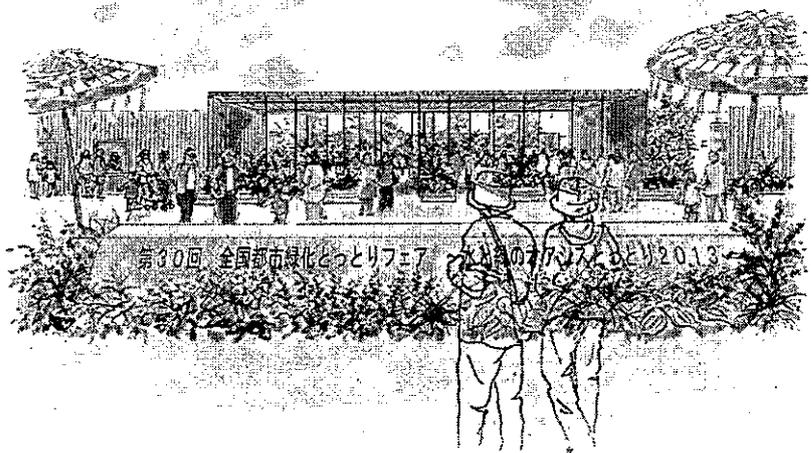
- (1) 期日 平成24年6月4日(月)
- (2) 場所 白兎会館「飛翔」
- (3) 議事
  - ・平成23年度事業報告及び決算報告について
  - ・とっとりフェア実施計画について
  - ・平成24年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (4) 委員 会長：平井知事、副会長：竹内鳥取市長、財団法人都市緑化機構興水理事長、  
委員：地域住民・市民団体、経済団体、造園団体、緑化推進団体等 104名

### 2 実施計画の策定

メイン会場である湖山池公園の会場設計、出展計画、入場料金、交通計画、人材育成等の各種実施計画を策定した。

- (1) 会場基本設計
- (2) 各種実施計画

全県展開、屋外出展、コンテスト、屋内展示、愛好者団体PR、植物調達、観客誘致、  
広報宣伝、参加協賛・営業参加、会場運営、交通輸送、協働推進、人材育成、ボランティア



## 国における生食用牛レバーへの対応について

平成24年6月12日

くらしの安心推進課

国は、生食用牛レバーの取扱いについて厚生労働省薬事・食品衛生審議会等で検討を重ねてきたが、「牛のレバーを安全に生食するための有効な予防策は見いだせない」として、7月1日より食品衛生法による規格基準を設定し、牛の生食用レバーの提供を禁止する方針で手続きを進めている。

### <食品衛生法に基づく規格基準（案）の内容>

牛の肝臓を使用して食品を製造、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程において、63℃で30分間以上加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。ただし、一般消費者が加熱して飲食に供することを目的として販売する場合については、この限りでない。

### （参考）生食用牛レバーの取扱いに関する国の検討経過

H23. 7. 6	厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・乳肉水産食品合同部会で、食品衛生法に基づく規制も含め、検討を行う必要があるとされた。
H23. 12. 20	国は、「新たな措置を講じるまでの間、牛の生食用レバーを提供しないよう飲食店等を指導」する旨を都道府県等に文書により依頼。
H23. 12. 20 H24. 2. 24	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会で牛レバーの取扱い等について審議。
H24. 3. 30	同部会で議論した結果、牛レバーを安全に生食するための有効な予防対策は見いだせないとの結論に達した。
H24. 4. 19 ～ 5. 18	厚生労働省が、牛レバーの規格基準を定めることについて、パブリックコメントを実施。
H24. 6. 12	厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で牛レバーの規格基準設定について最終協議。

### ○本県における対応状況

生食用牛レバー提供施設に対しては、国における禁止の動きも説明しながら、継続的な監視及び提供を行わないよう指導を実施中。

### 鳥取県内における生食用牛レバーの取扱い状況

業 種	生食用牛レバー提供施設数	
	平成24年3月時点	平成24年5月末時点
飲食店	45	35
食肉処理・食肉販売業	0	0

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅末恒第一団地第四期住戸 改善工事(53-13棟)(建築)	鳥取市 美萩野 一丁目	大和建设 株式会社 取締役社長 竹中 由紀夫	(当初契約額) 168,000,000円 (予定価格) 183,774,150円	平成24年5月23日 ~ 平成25年3月15日	平成24年5月23日	総合評価制限付 一般競争入札 (7社)